

高額療養費【後期高齢者医療保険・国民健康保険】および 高額介護サービス費【介護保険】の基準が見直されます

医療費の自己負担分および介護サービス費の利用者負担分には月々一定の上限が設定されていて、1カ月で支払う金額がその設定額を超える場合、高額療養費（医療）、高額介護サービス費（介護）として払い戻されます。

今年度、8月から以下のとおり、月々の上限が見直されますのでお知らせします。

なお、それぞれの制度によって、見直しの内容およびお問い合わせ先が異なりますので、お間違えないようにお願いします。

高額療養費(後期高齢者医療保険・国民健康保険)

後期高齢者医療保険(75歳以上の方と65～74歳で一定の障害のある方)と国民健康保険(70歳以上の方)の高額療養費の自己負担限度額は次のとおり見直されます。

なお、市町村民税非課税世帯の方と国民健康保険(70歳未満)の方の限度額については変更ありません。

1カ月の自己負担限度額(※1)			平成29年7月まで		平成29年8月から
市町村民税課税世帯	現役並みの所得者 (課税所得145万円以上)	外来 [個人単位]	44,400円	▶	57,600円
	一般 (課税所得145万円未満)	外来 [個人単位]	12,000円	▶	14,000円(※2)
		外来+入院 [世帯単位]	44,400円	▶	57,600円(※3)

注意 ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者へ加入する方（障害認定で加入する方を除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※3 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

▶お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(課直通)

高額介護サービス費(介護保険)

世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合、その世帯の中で介護サービスを利用する方の高額介護サービス費利用者負担限度が次のとおり見直されます。

なお、市町村民税非課税世帯の方の限度額については変更ありません。

1カ月の利用者負担限度額	平成29年7月まで		平成29年8月から
世帯のどなたかが 市町村民税を課税されている	37,200円(世帯)	▶	44,400円(世帯)※

注意 ※ 介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の経過措置)

▶お問い合わせ

健康支援課介護保険係 ☎ 62-6020